

# 工事種別一覧

## 《注意事項》

- (1) 下表の「建設工事(許可)の種類」の建設業許可を受けており、審査基準日が申請日から1年7ヶ月以内の経営事項審査を受けていなければ、それに対応する希望工事種別は申請できません。
- (2) 入札参加資格者名簿の登録申請条件として施工実績があることを条件としていますので、表の希望工事種別に対応する「建設工事(許可)の種類」について、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の完成工事高が無い場合は申請できません。
- ※ 【プレストレストコンクリート工事】を希望される場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で、「プレストレストコンクリート」に完成工事高が必要です。
- ※ 【鋼橋上部工事】を希望される場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で、「鋼橋上部」に完成工事高が必要です。
- (3) 希望工事種別の欄の○印の意味は、例えば「建築工事」を希望する方が、建設工事(許可)の種類のうち「大工工事」の許可をとって申請した場合、「建築工事」の資格の認定を受けることができますが、実際の受注の対象となるのは、建築工事のうち大工工事のみを単体で発注する場合のみです。
- (4) 登録を希望する工事種別を、3工種以内で選んで申請して下さい。ただし、権原市内に本店を有する者については5工種以内とします。
- ※ 1工種とは、一つの【建設工事(許可)の種類】に対して一つの【希望工事種別】を指します。

## ・建設工事許可に対応する希望工事種別

建設工事(許可)の種類	希望工事種別	建設工事(許可)の種類	希望工事種別
土木一式工事	土木工事(道路等維持修繕工事)	鋼構造物工事	○土木工事
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	鋼構造物工事	鋼橋上部工事
土木一式工事	グラウト工事	鋼構造物工事	○建築工事
土木一式工事 (注1)	水道工事	鋼構造物工事	○電気通信工事
建築一式工事	建築工事	舗装工事	舗装工事
建築一式工事	プレハブ建築工事	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
大工工事	○建築工事	塗装工事	塗装工事
左官工事	○建築工事	防水工事	防水工事
とび・土工・コンクリート工事	○土木工事	内装仕上工事	○建築工事
とび・土工・コンクリート工事	○建築工事	機械器具設置工事	機械器具設置工事
とび・土工・コンクリート工事	○グラウト工事	電気通信工事	電気通信工事
石工事	○土木工事	造園工事 (注2)	造園工事
石工事	○建築工事	さく井工事	さく井工事
屋根工事	○建築工事	建具工事	○建築工事
電気工事	電気設備工事	水道施設工事	水道施設工事
管工事	冷暖房衛生設備工事	消防施設工事	消防施設工事
タイル・れんが・ブロック工事	○土木工事	清掃施設工事	清掃施設工事
タイル・れんが・ブロック工事	○建築工事	解体工事	解体工事

(注1) 水道工事を希望する場合は、土木一式工事と管工事の両方の許可がない場合は申請できません。

(注2) 造園工事を希望する者で、農業管理指導士の認定書がある場合はその写しを添付して下さい。

・工事内容

希望工事種別	工事内容
土木工事(道路等維持修繕工事)	道路修繕、排水路整備、公園修繕、管更生、路面補修、護岸水制補修、堤防天端補修、床版打ち替え、ジョイント補修、高欄補修、橋桁補強等の工事、交通安全施設工事、公道下等の下水道の配管工事、下水処理場自体の敷地造成工事
鋼橋上部工事	鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事
プレストレストコンクリート工事	プレストレストコンクリートによる橋梁等工事及び橋桁等製作架設工事
建築工事	建築一式工事、木造建築工事及び建築に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
プレハブ建築工事	プレハブ材を用いて施工する建築工事
舗装工事	道路等の舗装工事
造園工事	植栽工事、公園等の造園工事、緑地及び植栽管理等
電気設備工事	道路・河川・公園等の照明設備、配電設備、共同溝附帯設備及び電気応用施設等の工事及び建築物の電灯・コンセント、動力、受変電、自家発電、電気時計、拡声、表示、火災報知、電話、情報、避雷、テレビ共同受信等の電気設備工事
電気通信工事	監視制御・情報通信設備、防災・情報表示設備、有線通信線路(情報管路等含む)及び通信用鉄塔・反射板等の工事
冷暖房衛生設備工事	空気調和設備工事、衛生設備工事、屋内水道設備工事等
機械器具設置工事	水門設備、ポンプ設備、換気設備、昇降機設備及びその他機械設備の工事で、電気設備工事・冷暖房衛生設備工事・電気通信工事に属する工事以外のもの
しゅんせつ工事	管路等のしゅんせつ工事
塗装工事	建物塗装、橋梁塗装、区画線塗装、その他一般塗装工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、その他防水工事
グラウト工事	岩盤、土中、コンクリート等にモルタル、セメントペースト等を注入する工事(地質調査を除く)
さく井工事	取水を目的とした井戸の掘削及びボーリング等の工事
水道工事	上水道配水管等工事
水道施設工事	上水道、工事用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事
解体工事	工作物の解体を行う工事